

# 身近な議会を目指して 村上市議会の手引書



新潟県村上市議会

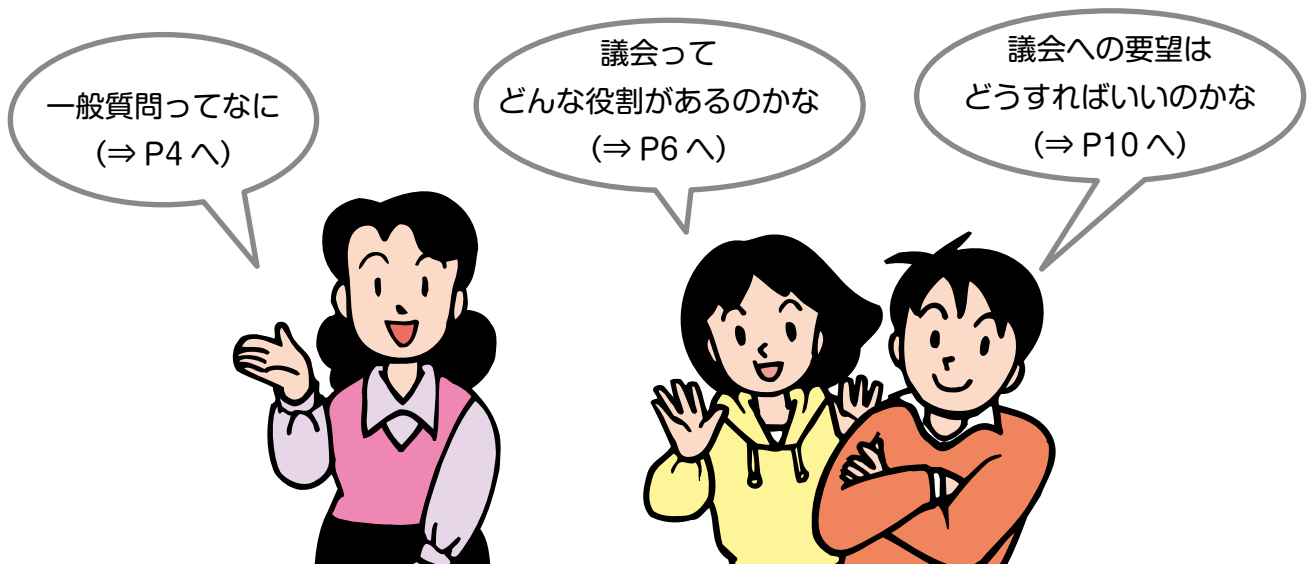
村上市議会では、平成23年9月に「村上市議会基本条例」を制定し、議会の活性化を図り、議会改革を推進することにより、市政発展のため取り組んでいます。

これらの取り組みを市民の皆さんにお知らせし、議会を身近なものに感じていただくため、「手引書」を作成しました。

目次	ページ
1. 市議会Q&A	1
2. 議会のしくみ	
・ 市民と市議会、市長の関係	5
・ 市議会の役割	6
・ 市議会の権限	6
・ 委員会の仕事	7
・ 会議（定例会）の流れ	8
3. 議会情報を見る	
・ 本会議や委員会の傍聴	9
・ むらかみ市議会だより	9
・ 村上市議会ホームページ	9
・ 村上市議会映像配信	9
4. 議会に参加する	
・ 選挙で参加する	10
・ 議会と直接意見交換ができます	10
・ 請願・陳情ができます	10
5. 議会でする言葉	12



村上市の観光キャラクター  
「サケリン」



# 市議会 Q & A

## Q1. 村上市議会とは？



A. 村上市に住んでいる人の中から選ばれた代表者（議員）が皆さんの暮らしを良くするために必要なことを、市長と話し合いながら決めるところです。



## Q2. どんな仕事をしているの？



A. 市議会にはたくさんの仕事があります。主なものは次の5つです。

- ①市の決まり（条例）を決めます。
- ②市の仕事をするために必要なお金の使い方（予算）を決めます。また、そのお金が正しく使われたかどうか（決算）を調べます。
- ③市の仕事が市民のために行われているかどうかを調べます。
- ④国や新潟県に対して、こうして欲しいという意見を出します。
- ⑤副市長など、大切な役職につく人を市長が決めるときに賛成か反対かを決めます。



## Q3. 仕事を持っている人も議員になれるの？



A. なれます。市議会議員には、公務員との兼職の禁止など一定の制約はありますが、村上市議会でも、議員以外の仕事をしている人はいます。



Q4. 議員はどうやって選ぶの？



A. 議員は4年ごとに選挙で選ばれます。議員には25歳からなれます。また、18歳から議員を選挙で選ぶことができます。



◆議員の年代別人数（令和3年3月1日現在）

年代	50歳代	60歳代	70歳代
人数	4人	12人	6人

※村上市議会議員の平均年齢は65歳で、全国平均の59歳よりも高くなっています。

Q5. 議員は何人いるの？



A. 22人です。議員の定数は条例で決められています。



◆議員定数の推移（本市人口は各年4月1日現在の人口）

時期	平成20年4月選挙～	平成24年4月選挙～	令和2年4月選挙～
議員定数	30人	26人	22人
本市人口	70,019人	66,613人	58,827人

Q6. どうして議員になろうと思ったの？



A. 愛する村上市のさらなる発展を遂げるために、市民の代弁者として働きたいと思ったからです。

A. 村上市には、若手議員が必要なので、立候補してほしいと地元から勧められたからです。



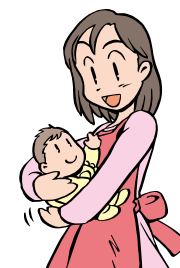
## Q7. 議長と副議長の役割は？



- A. 議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は議会を代表して中立公正な職務の遂行に努め、議会の品位を保持し、民主的で効率的な議会運営を行います。副議長は、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときに議長の職務を代行します。



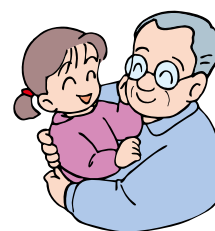
## Q8. 議員は報酬（給料）をいくらもらっているの？



- A. 議長 35万9千円、副議長 29万5千円、議員 27万3千円です。報酬のほかに年2回期末手当（3カ月相当）が支給されます。



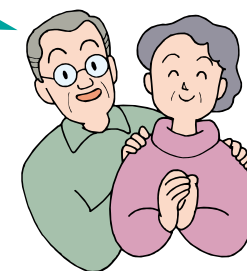
## Q9. 議員にも定年や退職金があるの？



- A. 議員には定年はありません。また、議員を退職しても退職金はありません。



## Q10. 議員は、退職後に議員年金をもらえるの？



- A. 平成23年6月に議員年金は廃止となりました。制度廃止以降、新たに議員となった者には、議員年金は給付されません。なお、現職議員のうち、平成23年6月1日時点で議員であった者は、退職一時金または退職年金のいずれかが支給されます。





Q 11. 一般質問ってなに？

A. 議員が村上市の行政全般にわたり、市長（執行機関）に対して、事務の状況および将来に対する方針等について質問します。制限時間があり、執行機関側の答弁も含めて最大 50 分となっています。



Q 12. 会派ってなに？

A. 議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって結成された団体をいいます。本市の場合、会派の結成には、2 人以上の構成議員が必要です。



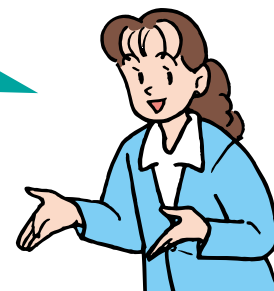
Q 13. 政務活動費はいくらなの？

A. 会派に所属する議員一人当たり年額 6 万円以内の額を会派に、議員一人当たり年額 6 万円以内の額を議員に、市政に関する調査研究その他の活動に資するため交付されています。



Q 14. 定例会以外の日には、議員は何をしているの？

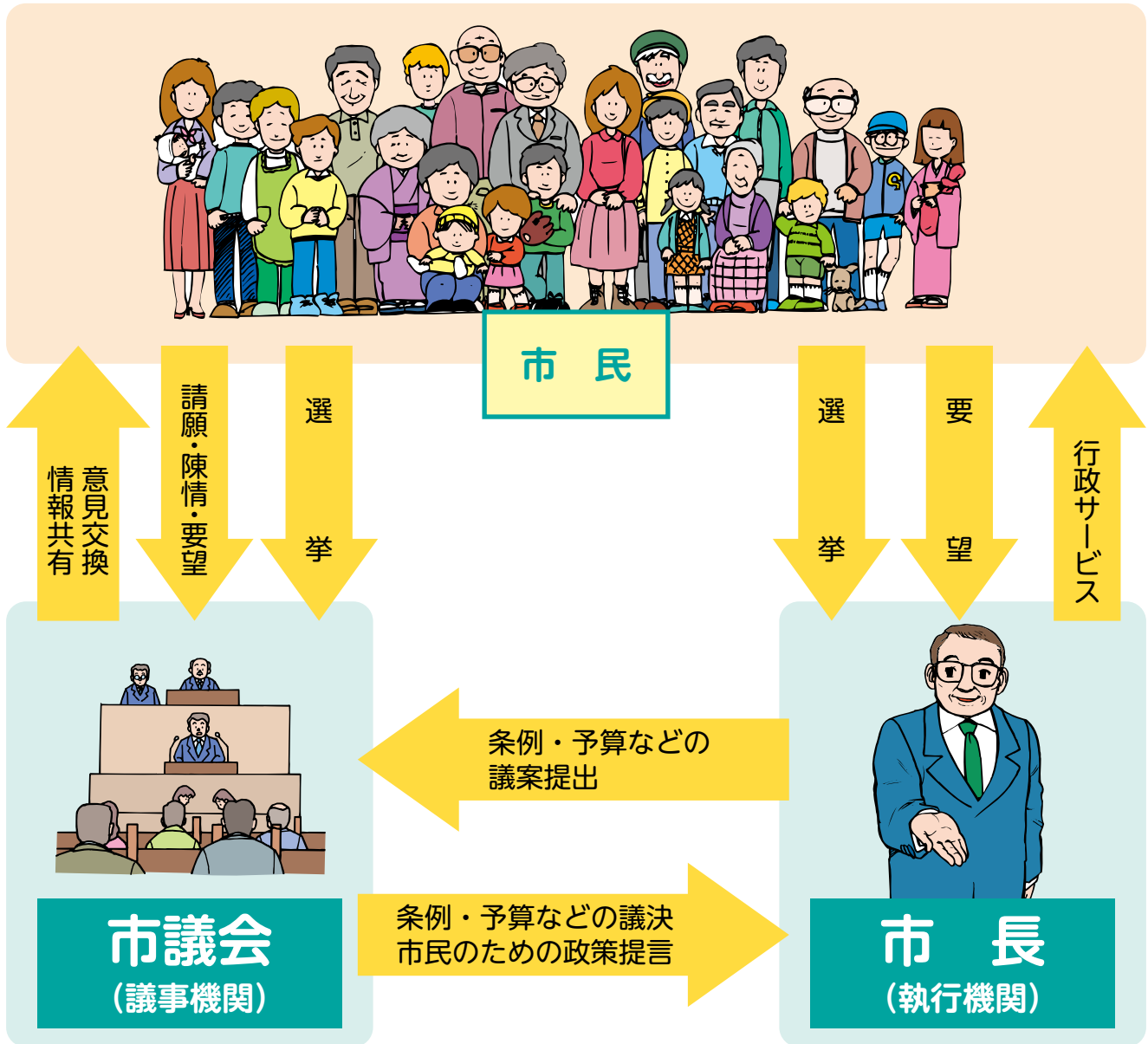
A. 議員には一般的な「休暇」制度はありません。会議や閉会中事務調査を行うほか、市民の声を聴くことも大切な仕事です。議会以外での政務活動もあり、公務、私的活動の区別がしにくいとも言えます。



# 議会のしくみ

村上市議会は、市政を監視・チェックする機能とともに、議会へのさまざまな市民意見を反映しつつ、政策提言・政策立案することにより、市民生活の「課題解決」を図っています。

## 市民と市議会、市長の関係



市民は市議会側（議事機関）、市長側（執行機関）、どちらにでも相談・要望ができます。両者は最終的に市民の生活と福祉の向上のために市政を担っています。

地方自治の制度は、市長と地方議会という2種類の代表を市民が直接選挙で選ぶ「二元代表制」という仕組みになっています。

## 市議会の役割

### 市議会は、市としての意思を決定するところです。

私たちが住んでいる村上市を住みよいまちにしていくためには、道路、下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育などの公的サービスの充実を図っていく必要があります。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといった様々な課題を解決していく必要があります。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には、市民全員が集まって話し合うことは大変困難ですので、市長と市議会議員を選挙で選び、その人たちが市民の代表となって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとしています。その話し合いが行われる大切な機関が、市議会です。

## 市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、地方自治法などに基づき、次のような権限を持っています。

### 議決権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分等の決定をします。(地方自治法第96条)

### 選挙権

市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。(地方自治法第97条、第103条、第118条、第182条)

### 同意権

市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会の同意を与える権限です。(地方自治法第162条、第196条第1項など)

### 検査権および 監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。(地方自治法第98条)

### 調査権

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。(地方自治法第100条第1項～同条第11項、第100条の2)



## 意見書提出権

市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。(地方自治法第99条)

## 自律権

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。(地方自治法第103条～第108条、第120条、第126条～第137条など)

委員会の仕事  クリック!!

委員会には市の仕事を3つに分け、暮らしを良くするための提案などについて、話し合う常任委員会のほか議会運営委員会などがあります。

議員は3常任委員会のうち、いずれかの委員会の委員となります。



## 総務文教常任委員会

議会事務局、総務課、企画財政課、自治振興課、会計管理者、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会および教育委員会の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属さない事項（支所において所管する事項を含む）を担当します。

## 市民厚生常任委員会

税務課、市民課、環境課、保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課および社会福祉事務所の所管に関する事項（支所において所管する事項を含む）を担当します。

## 経済建設常任委員会

農林水産課、地域経済振興課、観光課、農業委員会、建設課、都市計画課および上下水道課の所管に関する事項（支所において所管する事項を含む）を担当します。

## 議会運営委員会

議会の運営に関することや議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項を調査・研究し、議会運営のスムーズな進め方を検討します。

## 特別委員会

市の特に重要な問題や複数の委員会にまたがるような問題があった時に、期間を決めて話し合うために特別委員会がつけられます。現在、議会広報特別委員会、高速交通等対策特別委員会、新型コロナウイルス調査対策特別委員会などが設置されています。

## 会議(定例会)の流れ



市議会は毎年4回(おおむね3月、6月、9月、12月)開かれる会議(定例会)と急を要するときに開かれる会議(臨時会)があります。

<b>招集告示</b>	<b>1 招集告示</b>	定例会が招集される場合は、市長が7日前までに告示をします。
<b>本会議</b>	<b>2 開 会</b>	議長を含む議員定数の半数以上が出席して <b>本会議</b> を開きます。
	<b>3 議案の説明</b>	市民の暮らしを良くするために必要な <b>議案</b> を市長が市議会に説明します。
	<b>4 質 疑</b>	議員は議案について、より理解するためにわからないことを質問します。
	<b>5 答 弁</b>	市長は質問されたことに対し説明します。
	<b>委員会</b>	<b>6 委員会に付託</b>
<b>本会議</b>	<b>7 委員長報告</b>	委員会で話し合い、表決したことを委員長が報告します。
	<b>8 質 疑</b>	報告内容について、委員長に質疑します。
	<b>9 討 論</b>	その議案に賛成か、反対か意見を述べます。
	<b>10 表 決</b>	その議案に賛成か、反対かの意思表示を集計し、 <b>議決</b> します。
	<b>11 閉 会</b>	本会議を閉め、定例会を終わりにします。



# 議会情報を見る

## 本会議や委員会の傍聴

本会議を傍聴される際は、市役所本庁舎5階の議場傍聴席入口に設置してある受付票に、住所・氏名などを記入してください。また、委員会の傍聴は委員長の許可が必要になりますので、傍聴を希望される場合は、事前にご連絡ください。ぜひ本会議や委員会の傍聴においでください。



### むらかみ市議会だより クリック!!

議会広報特別委員会で編集のもと「むらかみ市議会だより」を年4回を発行し、全世帯に配布しています。

市議会定例会での一般質問の内容や議案等に対する議員の賛否の状況、その他議会の活動内容などをお知らせしています。



### 村上市議会ホームページ クリック!!

ホームページでは、新着情報、議会の活動、議員紹介、議会日程など、さまざまな情報を掲載しています。

検索エンジンに「村上市議会」と入力し、検索してください。



### 村上市議会映像配信 クリック!!

村上市議会では、インターネットによる本会議の生中継を配信しています。また、生中継終了後おおむね5日（土、日、祝日を除く）には、録画中継の視聴が可能となります。

これは、開かれた議会を推進する取り組みの一環として、議会を傍聴することのできない方々の利便性の向上と、積極的な情報公開・情報提供を行うものです。

議場の傍聴席からは議員の後ろ姿しか見えませんが、議会中継では、質疑中に見せる議員の真剣な表情など、白熱した議論の様子をご覧いただけます。パソコンやスマートフォンで、ぜひご視聴ください。



# 議会に参加する

## 選挙で参加する

市議会の議員は、住民によって直接選挙で選ばれます。選挙権は、日本国民で満 18 歳以上であり、引き続き 3 カ月以上、その市に住所のある人が持っています。また被選挙権は、その選挙権があり、年齢が満 25 歳以上の人を持っています。

選挙は市民が政治に参加し、市民の生活や村上市を良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

ぜひ議員候補者の政策や考えを把握し、大切な選挙に参加願います。

## 議会と直接意見交換ができます

市民の皆さんのさまざまな意見を聴くため、「市民と議会との懇談会」を定期的で開催しています。その開催方法や内容については、毎年検討し募集をしていますので、皆さんの申し込みをお待ちしています。

〈開催趣旨〉

議会基本条例第 7 条および第 8 条に基づき、市民参画および協働を積極的に推進する観点から、市民との意見交換や議会からの情報提供を行います。

## 請願・陳情ができます

市民の皆さんは、市議会に対し、市政への要望や意見または国・県などに対して要請してもらいたいことを「請願」・「陳情」という形で、文書で提出することができます。

請願権は、国民の基本的な人権の一つとして憲法第 16 条に規定されている権利であり、市議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、紹介議員が 1 人以上必要になります。陳情の提出に係る法的根拠はなく、紹介議員の必要はありません。なお、陳情書は議会本会議には付託されませんが、請願書と同等の取り扱いをしています。

請願の本会議の採決結果については、郵送でお知らせします。陳情の審査結果に関しては、市内の方からのものは、郵送でお知らせします。その他の方については、ホームページでお知らせしています。結論が出ない場合は、継続審査となる場合もあります。

請願書・陳情書は、随時提出可能ですが、年4回（3月、6月、9月、12月）の各定例会で審査するために、それぞれ締切日が設けられています。締切日は定例会招集日の14日前の正午まで（14日前が祝祭日の場合はその前日の正午までになります。）となります。

受付は村上市役所4階の議会事務局です。なお、郵送（締切日必着）でも受け付けています。

## 【請願（陳情）書の書き方例】

件名は、請願（陳情）の内容を簡潔に表現してください。

○○○○に関する請願（陳情）

様式は、A4版、横書き、左とじにしてください。  
用語は、邦文（点字によるものを含む）で平穩なものにしてください。

請願（陳情）の要旨

.....

.....

請願（陳情）事項

- 1
- 2
- 3

令和 年 月 日

村上市議会議長

○○○○ 様

郵便番号

住所

氏名 ㊟

（法人の場合は名称および代表者の職・氏名）

連絡先（電話番号等）

（請願の場合）紹介議員

請願を提出する場合は、紹介議員が1人以上必要です。請願の内容に賛意を有する議員の署名または記名押印をもらってください。

請願（陳情）の要旨は、簡潔かつ具体的に記載してください。なお、請願（陳情）事項が多岐にわたる場合は箇条書きにしてください。



書き方や提出の仕方などいつでもご相談ください。

相談受付：議会事務局  
住 所：村上市三之町1番1号  
電話番号：0254 - 53 - 3219まで



# 議会で使う言葉

あ行	
あんけん 案件	処理または調査をすべき事柄、議題となる問題を包括したもの。
い いんかい 委員会	議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査・調査機関として設けられている。(常任委員会、議会運営委員会、特別委員会など)
か行	
かい き 会期	議会が議会として法的に活動できる期間のこと。この会期は、本会議初日に議長が会議に諮って決定する。
かい ぎろく 会議録	会議の次第をそのまま記録した公文書であり、議事運営を公認する書類をいう。
かい は だいひょうしゃかい ぎ 会派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議または調整することを目的として地方自治法の規定により、会議規則で定める協議の場のこと。構成員は議長、副議長および各会派から選出された議員またはその代理者で、招集権者は議長である。
ぎ あん 議案	議会の議決を要する案件のことで、議案は市長から提案されるものと議員が提案するものがある。
ぎ けつ 議決	表決(個々の議員の案件に対する賛否の意思表示)の結果得られた議会の意思決定のこと。
ぎ じ に つ い て い 議事日程	議長が議事整理権に基づいて定めるその日の会議の順序表のこと。
きゅうかい 休会	会期中に本会議の活動を休止すること。
けつ ぎ 決議	議会の意思決定行為で、政治的効果あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由からなされる議決のこと。
さ行	
さいけつ 採決	議長が出席議員に対し、賛否の意思表示を求め、その意思表示を集計すること。(表決を議長の側から見た用語)
さいたく 採択	請願の内容について、議会として賛同することで、否認する場合は不採択となる。
さんかい 散会	その日の議事日程に記載された事件のすべての審議を議了(会議に付された事件のすべての審議を終了すること)し、その日の会議を閉じること。
し せいほうしん 施政方針	その年の第1回定例会初日に、市長が議案の提案理由と併せ翌年度の主要な施策について発表すること。
しゅ し せつめい 趣旨説明	議会に提出した案件について、提出の理由とその案件の主な内容を明らかにするために提出者が行う説明のこと。

さ行	
じょうてい 上程	議事日程に組み入れ、議題として審議の対象とすること。
じょうにん いんかい 常任委員会	議会が一定の部門の当該地方公共団体の事務に関する調査および議案、陳情などの審査を行わせるために、条例で定めて常設する委員会のこと。
じょうれいていすう 条例定数	定数条例により定められた議員定数のことで、村上市の定数は22人である。
じよせき 除斥	議案を審議する際に、その議案と利害関係のある議員については公正な審議を行うため、審議に参加させない制度のこと。
しんぎ 審議	議会の会議で付議された事件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するといった一連の過程のこと。
しんさ 審査	委員会において、議会の議決の対象となる議案等の事件について論議し、一応の結論を出す一連の過程のこと。
ぜんいんきょうぎかい 全員協議会	議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うことを目的として地方自治法の規定により、会議規則で定める協議の場のこと。構成員は全議員で、招集権者は議長である。
た行	
だいひょうしつもん 代表質問	議会に所属する会派を代表して、施政方針や予算などの議案について、市長(執行機関)に対し、質問し説明を求めること。
どうぎ 動議	主に会議の進行または手続において、議員から議会に、または委員から委員会に対してなされる提議のこと。議会または委員会の議決を経るべきものである。
とうろん 討論	表決の前に、議題となっている案件に対して賛成か反対かの自己の意見を表明すること。単に賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させることにその意義がある。
とくべつ いんかい 特別委員会	常任委員会のほかに、特定事件を審査するために設置された委員会のこと。
な行	
にんき 任期	選挙により選出された議員が、議員としての地位を有する期間をいい、その年限は4年である。
は行	
ふたく 付託	議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会などに審査を委託すること。
へいかいちゅうじむちょうさ 閉会中事務調査	各委員会で所管している事項について、必要な調査を閉会中に行うこと。
ほんかいぎ 本会議	全議員で構成する議会の会議のこと。(定例会、臨時会)



## 新潟県村上市議会

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号  
TEL/FAX 0254-53-3219(直通)

- 発行日：令和3年3月 第1版
- 発行：村上市議会
- 編集：村上市議会 議会広報特別委員会